

第2期 豊川市 子ども・子育て支援事業計画



1 計画策定の趣旨

豊川市（以下、「本市」という）では、これまで平成27年3月に「豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指し、子ども・子育て支援の施策を推進してきました。

こうした中、「豊川市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き、計画的に子ども・子育て支援施策を推進するとともに、新たな課題である子どもの貧困対策を含めた「第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）と位置付け、一体的な計画とし、すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

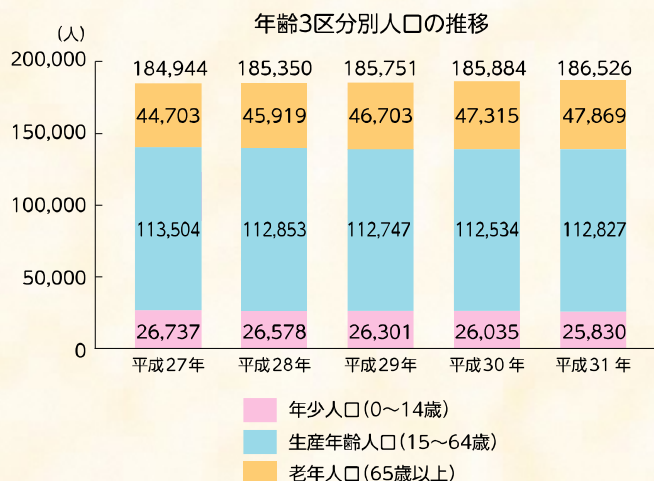
3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

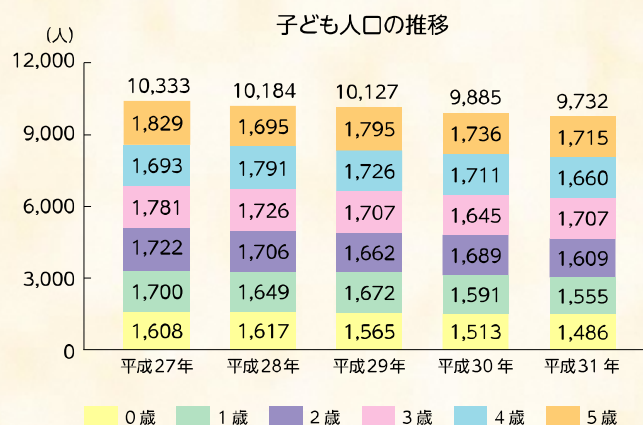
(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は横ばいの傾向にあり、平成31年3月末日現在で186,526人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



(2) 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年3月末日現在で9,732人となっています。



(3) 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降増減を繰り返しており、平成31年3月末日現在で10,795人となっています。



本計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指して子ども・子育て支援の施策を推進します。

基本理念	基本目標	施策の推進 事業・施策（●法定事業 ○法定外事業）
はばたけ 未来へ 豊川っ子！	1 家庭や地域における子育て支援の充実	（１）地域における子育て支援サービスの充実 《法定事業》 ●地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等） ●利用者支援事業 ●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
		（２）幼児教育・保育サービスの充実 《法定事業》 ●認可保育所等における通常保育の充実 ●時間外保育事業（延長保育） ●保育所その他の場所での一時預かり事業 ●幼稚園における一時預かり事業 ●実費徴収に係る補給給付を行う事業 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 《法定外事業》 ○認定こども園への移行促進 ○小規模保育事業等の整備促進 ○相互連携の充実
		（３）児童の健全育成 《法定外事業》 ○児童館事業 ○心理教育相談事業 ○放課後子ども教室、新・放課後子ども総合プランの充実 ○定住外国人の子どもの就学支援事業
		（４）配慮等が必要な家庭や子どもへの支援 《法定事業》 ●養育支援訪問事業 ●子育て短期支援事業（ショートステイ） 《法定外事業》 ○要保護児童対策地域協議会の実施 ○ひとり親家庭等の自立支援 ○児童発達支援体制の充実 ○加配保育の充実 ○特別支援教育の充実 ○生活困窮世帯学習支援事業 ○要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業
	2 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり	（１）子どもと母親の健康の確保 《法定事業》 ●妊婦健康診査事業 ●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 《法定外事業》 ○母子健康手帳の交付時の相談・指導及びパパママ教室の実施 ○乳幼児健康診査・子育て教室の実施 ○産婦健康診査事業 ○産前・産後ヘルパー利用費補助事業 ○産後ケア事業
		（２）「食育」の推進 《法定外事業》 ○食育啓発事業 ○食に関する指導の充実
		（３）気軽に相談できる支援体制づくり 《法定外事業》 ○子ども・子育て相談事業
	3 子どもの育ちを支える環境の整備	（１）次代の親の育成 《法定外事業》 ○ふれあい体験の実施
		（２）家庭や地域の教育力の向上 《法定外事業》 ○子育てサポーターの養成
		（３）子育てにやさしいまちづくりの推進 《法定外事業》 ○赤ちゃんの駅事業 ○公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり ○拠点地区定住促進事業
	4 仕事と子育ての両立の推進	（１）ワーク・ライフ・バランスに関する取組 《法定事業》 ●病児・病後児保育事業 《法定外事業》 ○ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発 ○育児休業明け保護者の職場復帰への支援 ○休日保育事業

基本目標の実現に向け、子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開していきます。法定事業（●で表示）については、「８ 量の見込みと確保方策（法定事業）」において計画期間内の量の見込みと確保の内容に定めます。

基本理念の実現に向け、「8 量の見込みと確保方策（法定事業）」に記載している子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開するとともに、子ども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえながら、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

●印については、「8 量の見込みと確保方策（法定事業）」に記載している法定事業です。

妊娠期	出産期	乳児期	幼児期	小学生	中学生	高校生
母子健康手帳の交付時の相談・指導及びパパママ教室の実施						
●妊婦健康診査事業	産婦健康診査事業					
産前・産後ヘルパー利用費補助事業						
	●子育て短期支援事業（ショートステイ）					
	産後ケア事業	●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）				
		乳幼児健康診査・子育て教室の実施				
		●認可保育所等における通常保育の充実				
		認定こども園への移行促進				
		●時間外保育事業（延長保育）				
		●保育所その他の場所での一時預かり事業				
		休日保育事業				
		●実費徴収に係る補足給付を行う事業				
		●子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保				
		●病児・病後児保育事業（3年生まで）				
		食に関する指導の充実				
		児童館事業				
		●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	相互連携の充実			
			児童発達支援体制の充実			
			心理教育相談事業			
		小規模保育事業等の整備促進	●幼稚園における一時預かり事業	●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
		育児休業明け保護者の職場復帰への支援	加配保育の充実	放課後子ども教室、新・放課後子ども総合プランの充実		
				定住外国人の子どもの就学支援事業		
				特別支援教育の充実		
				ふれあい体験の実施		
				食育啓発事業		
				要保護児童及び準要保護児童生徒就学支援事業		
				生活困窮世帯学習支援事業		
	●地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）					
	●利用者支援事業					
	●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）					
	●養育支援訪問事業					
	拠点地区定住促進事業					
	要保護児童対策地域協議会の実施					
	ひとり親家庭等の自立支援					
子育て家庭全般		子ども・子育て相談事業、子育てサポーターの養成、赤ちゃんの駅事業、公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり、ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発				

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本市においては、豊川市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、教育・保育提供区域を4つの区域（東部・南部・西部・北部）とし、需給調整等を勘案して「認定区分」「地域子ども・子育て支援事業」ごとに、市域全体を1つの区域とするものと4つの区域とするものに分けて設定します。



①教育・保育

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	区域設定	
			市域全体 (1区域)	4つの区域
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)	○	
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、 保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園 (保育所部分)		○
3号認定	満3歳未満の就学前の子どもで、 保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園 (保育所部分)・小規模 保育事業等		○

②地域子ども・子育て支援事業

対象事業	区域設定	
	市域全体 (1区域)	4つの区域
時間外保育事業（延長保育）		○
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		○
子育て短期支援事業（ショートステイ）	○	
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）		○
幼稚園における一時預かり事業	○	
保育所その他の場所での一時預かり事業	○	
病児・病後児保育事業	○	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	○	
利用者支援事業	○	
妊婦健康診査事業	○	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	○	
養育支援訪問事業	○	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	○	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	○	

教育・保育の量の見込みと確保の内容

認定区分		区分	推計				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 認定こども園及び幼稚園（2号認定の幼稚園の利用希望を含む）	量の見込み		1,382人	1,353人	1,329人	1,323人	1,325人
	確保方策		1,404人	1,404人	1,404人	1,404人	1,404人
2号認定 認定こども園及び保育所	量の見込み		3,427人	3,357人	3,299人	3,283人	3,286人
	確保方策		3,728人	3,706人	3,673人	3,648人	3,605人
3号認定 認定こども園及び 保育所＋小規模保 育事業等	0歳	量の見込み	168人	181人	190人	199人	208人
		確保方策	183人	198人	205人	217人	217人
	1・2歳	量の見込み	1,388人	1,432人	1,462人	1,486人	1,513人
		確保方策	1,405人	1,442人	1,478人	1,548人	1,548人

※概要版では市域全体のみ掲載しています。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

事業	区分	推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業 （延長保育）	見込み量	151人	151人	151人	151人	151人
	確保方策	151人	151人	151人	151人	151人
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	見込み量	1,660人	1,719人	1,760人	1,793人	1,813人
	確保方策	1,830人	1,999人	2,071人	2,111人	2,111人
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	見込み量	98人日	98人日	98人日	98人日	98人日
	確保方策	98人日	98人日	98人日	98人日	98人日
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター等）	見込み量	50,846人回	54,406人回	54,533人回	54,661人回	54,789人回
	確保方策	50,846人回	54,406人回	54,533人回	54,661人回	54,789人回
幼稚園における一時預かり事業	見込み量	33,168人日	32,472人日	31,896人日	31,752人日	31,800人日
	確保方策	33,168人日	32,472人日	31,896人日	31,752人日	31,800人日
保育所その他の場所での一時預かり事業	見込み量	8,016人日	8,124人日	8,161人日	8,228人日	8,340人日
	確保方策	8,016人日	8,124人日	8,161人日	8,228人日	8,340人日
病児・病後児保育事業	見込み量	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
	確保方策	600人日	600人日	600人日	600人日	1,200人日
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	見込み量	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
	確保方策	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
利用者支援事業	見込み量	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	確保方策	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
妊婦健康診査事業	見込み量	21,294回	20,748回	20,076回	19,684回	19,278回
	確保方策	21,294回	20,748回	20,076回	19,684回	19,278回
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	見込み量	1,386人	1,368人	1,333人	1,290人	1,265人
	確保方策	1,386人	1,368人	1,333人	1,290人	1,265人
養育支援訪問事業	見込み量	860人回	860人回	860人回	860人回	860人回
	確保方策	860人回	860人回	860人回	860人回	860人回
実費徴収に係る補足給付を行う事業（幼稚園給食費）	見込み量	194人	190人	187人	186人	186人
	確保方策	194人	190人	187人	186人	186人
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	今後の方向性	新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設の調整等を進めます。				

※概要版では市域全体のみ掲載しています。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給、保護者の経済的負担の軽減や利便性の増進等を勘案して給付を行うものとします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県との連携を図ります。

子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。本市の策定する子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策に資する事業も数多く掲載されているところから、この計画に貧困対策を推進するための事業を一体的にとりまとめ計画的に各事業を推進します。

豊川子ども調査について

本市では、平成29年2月に、子育てに関する市民のニーズや子どもの生活実態を把握するための調査を実施しました。

* 子どもの貧困率^{※1}

豊川市	全国平均	愛知県	東三河南部
5.2%	13.9%	5.9%	7.5%

※1 子どもの貧困率：子ども全体に占める、等価可処分所得^{※2}が貧困線^{※3}に満たない子どもの割合。

※2 等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

※3 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額。国民生活基礎調査の結果、平成27年は122万円。

* 市民一人当たりの手取り額から独自に算出した貧困線（137.5万円）による 子どもの貧困率

豊川市	愛知県	東三河南部
7.2%	9.0%	10.5%

（県独自の貧困線 137.5万円による割合）

子どもの貧困対策事業

① 子どもの学習支援	
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 学級運営支援員配置事業	生活困窮世帯学習支援事業
② 子どもの生活支援	
放課後子ども教室	子どもの居場所作り事業
③ 保護者の就労自立支援	
ひとり親家庭等の自立支援	
④ 子育て世帯への経済的支援	
ひとり親家庭等の自立支援 保育所等 利用料等減免 児童クラブ等 利用者負担の軽減	子ども医療費支給事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業 児童扶養手当・遺児の育成を図る手当

（１）施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊川市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づき必要に応じて対策を講じるものとします。



（２）国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

第２期豊川市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和２年３月

発行：豊川市

編集：子ども健康部 子育て支援課

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪１丁目１番地

TEL 0533-89-2133 FAX 0533-89-2137